

鋸山の高付加価値検証事業業務委託 仕様書

1 委託業務名

鋸山の高付加価値検証事業業務委託

2 委託業務の目的

鋸山は日本遺産候補地域として認定されたことをきっかけに、富津市・鋸南町という行政区域を超えたネットワーク構築が進んでいる。これと同時に、日本遺産「候補地域」を通じた文化遺産の保存承継によって鋸山に愛着を持つ登山客が増加し、石の研究者たちの活動も活発化している。

しかしながら、鋸山ではキャッシュレス決済が浸透していないことや案内板の不足等の課題がある。

本業務委託は、鋸山における利便性の向上を図り、来訪客の満足度を高め、来訪客数増加のための環境整備を行う業務である。

3 業務対象区域

日本遺産「候補地域」鋸山（富津市・鋸南町）

4 履行期間

契約日の翌日から令和5年3月20日

5 業務委託の内容

業務委託の内容は、以下の通りとする。

(1) ARによる解説及び効果の検証

①ARによる解説設置

ARを活用しての解説を設置する。設置場所は委託者と協議して設定すること。なお、3か所程度を想定する。また、内容は以下のとおりとする。

- ・案内板にQRコード等を設置する。
- ・QRコード等を読み込むことで、石切場の風景や映像が映し出されるもの
- ・そのほか、委託者と協議して必要と認められたもの

②ARによる効果の検証

ARを活用した解説について、その効果を検証する。

- ・AR利用件数及び利用率
- ・AR解説の満足度
- ・AR利用者の年齢・性別等の属性
- ・そのほか、委託者と協議して必要と認めた項目

(2) キャッシュレス決済の試験的導入及び効果の検証

①キャッシュレス決済の試験的導入

日本寺料金所及び売店においてキャッシュレス決済を試験的に導入する。
なお、導入方法や対応する決済方法については、見込まれる効果を提案した上で委託者と協議すること。

②キャッシュレス決済の効果の検証

キャッシュレス決済を導入したことによる効果を検証する。

- ・キャッシュレス決済の取扱い件数及び利用率
- ・キャッシュレス決済による利用金額（一人当たりの金額を含む）
- ・決済における満足度
- ・キャッシュレス決済利用者の年齢や性別等の属性

(3) 検証報告書作成

①AR及びキャッシュレス決済検証報告書

- ・AR及びキャッシュレス決済検証報告書 50部（A4判カラー簡易製本）
- ・上記に伴う電子データ 2部（CD-R等）

また、以下の項目の内容を必ず記載すること。

- ・(1)(2)で検証した内容及び結果
- ・今後の環境整備に向けた展望についての提言
- ・そのほか、委託者と協議して必要と認めた項目

②成果品の帰属

本契約の成果品に関わる権利は、すべて委託者に帰属するものとする。
受託者は、委託者の許可なく成果品を複製、公表、貸与又は使用してはならない。

③成果品に対する責任の範囲

本業務完了後であっても、受託者の過失または疎漏に起因する不良個所が発見された場合は、委託者の指示により、必要な補足・修正を受託者の負担により行うものとする。

④成果品の納入場所

富津市下飯野 2443 番地（鋸山日本遺産「候補地域」活用推進協議会事務局）

6 業務の報告等

（1）実施状況等の報告

受託者は、委託者の指示に基づき、適宜、委託者に実施状況等を報告すること。

（2）業務完了報告書

受託者は、業務完了後は、業務完了報告書（冊子及びデータ）を作成し納品すること。

なお、報告書はグラフやデータ、写真等を掲載し、わかりやすくすること。

（3）業務の確認

委託者は、上記（1）、（2）の報告を受けた時は、速やかに履行状況を確認するとともに、必要に応じて現地確認を行うこととし、受託者は委託者からの求めにより、これに立ち会うものとする。

なお、受託者が行った現地調査の結果、仕様書の内容を満たさない履行状況であると判断した場合には、委託者の指示に従い、受託者は速やかに改善するものとする。

7 個人情報及び情報資産の取り扱い

（1）秘密の保持

受託者は、本契約の履行に伴い、知り得た業務知識（個人情報及びその他の情報をいう、以下同じ）の一切を他に漏らしてはならない。また、本契約終了または解除後も同様とする。

(2) 情報の第三者への提供の禁止

受託者は、本契約の履行に伴い、知り得た業務内容の一切を第三者に提供してはならない。

(3) 情報の指示目的以外の利用の禁止

受託者は、本契約の履行に伴い、知り得た業務内容の一切を委託者の指示する目的以外に使用してはならない。

8 その他

- ・受託者は、関係法令に則り、適正に業務を遂行すること。
- ・受託者は、業務履行の全部を一括して第三者に委任し、または請け負わせではない。ただし、委託者の承諾を得た時はこの限りではない。なお、委託する割合上限についても、委託者との協議により決定する。
- ・受託者は、再委託した業務に伴う当該第三者の行為について、すべての責任を負うものとする。
- ・受託者は本業務を実施するに当たり、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに委託者に連絡する。
- ・この仕様書に定めのない事項または業務遂行上、疑義が生じた時は、委託者と協議するものとする。